

種別	目的	名称	制度の概要	問合せ先
助成金等	従業員に休業手当を支払っている	雇用調整助成金	一時休業等により雇用維持を図った事業主 上限15,000円/人×休業日数	各ハローワーク又は山口労働局
	子どもの小学校等の臨時休校等で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	小学校等の臨時休校により子どもの世話が必要となった従業員に対し、特別休暇を取得させた事業主 1日当たり上限15,000円	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999
	子どもの小学校等の臨時休校等で自分が休業	両立支援等助成金（育児休業等支援コース） ※新型コロナウイルス感染症対応特例	小学校等の臨時休校により子どもの世話が必要となり休業した個人事業主又はフリーランス 支給対象労働者1人当たり5万円（1事業主につき10人まで（上限50万円））	山口労働局 雇用環境・均等室 ☎083-995-0390
	緊急事態宣言の影響により売上が減少	小学校休業等対応支援金	小学校等の臨時休校により子どもの世話が必要となり休業した個人事業主又はフリーランス 1日当たり上限7,500円	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999
		一時支援金	2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等 中小法人等：上限60万円 個人事業者等：上限30万円	【県の相談窓口】 ☎0120-774-784 ※下関商工会議所内に設置 【国の一時支援金事務局】 ☎0120-211-240 ※ I P 電話等：☎03-6629-0479
融資・貸付	資金繰りのため融資を受けたい	セーフティネット貸付の要件緩和	「売上高が5%以上減少」の要件緩和（今後の影響が見込まれる事業者も対象）	日本政策金融公庫各支店
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	直近1か月の売上高が前年同期又は前々年同期比5%以上減少した事業者 無担保・当初3年間基準金利から▲0.9% うち売上高20%以上減少（小規模事業者15%以上減少、個人事業主要件なし） 実質無利子	
		新型コロナウイルス対策マル経融資	直近1か月の売上高が前年同期又は前々年同期比5%以上減少した小規模事業者 無担保・当初3年間基準金利から▲0.9% うち売上高15%以上減少（個人事業主要件なし） 実質無利子	
		生活衛生資金貸付	一時的な業績悪化から衛生水準の維持向上に支障をきたしている生活衛生関係営業者（飲食店、喫茶店、旅館業）等 特別貸付制度の創設、営業経営改善資金特別貸付（衛経）制度の拡充	
		危機対応融資	直近1か月の売上高が前年同期又は前々年同期比5%以上減少した事業者 無担保・当初3年間基準金利から▲0.9% うち売上高15%以上減少（個人事業主要件なし） 実質無利子	
		経営安定資金（伴走支援枠）	セーフティネット保証4号、5号（※）、機器関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者 ※セーフティネット保証5号の場合は売上高等減少率が15%以上のものに限る 保証料率：国及び県からの保証料補助により、事業者実質負担 年0.05%	【申込先】 ・県内に支店のある各金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金等） 【問合せ先】 ・県内に支店のある金融機関 ・山口県信用保証協会 各営業店 ・山口県経営金融課 ☎083-933-3188
猶予	納税が今は厳しい	納税の猶予	2020年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時の納税を行うことが困難である方 1年間、国税・地方税の納税を猶予（無担保・延滞金なし）	・国税：各税務署 ・県税：各県税事務所 ・市町税：各市町
	社会保険料が払えない	厚生年金保険料等の納付猶予	2020年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時の納付を行うことが困難である方 1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予（無担保・延滞金なし）	各年金事務所
	公共料金が払えない	支払期限の延長等	各事業者により支払期限が延長されます。	・電気・ガス・電話：契約事業者 ・上下水道：各市町